

オピニオン「オープンカレッジ」

現代社会学部川村隆子准教授の「子のための特別養子縁組

～実の親子と同じ関係を形成～」掲載

●中部経済新聞 2016年6月1日(水)

Opinion オピニオン

かわむら たかこ 民法学。
近畿大学大学院法学研究科博士
後期課程満期退学。修士(法学)。
1970年生まれ。



名古屋学院大学
現代社会学部准教授
川村 隆子

実の親子と同じ 関係を形成

昨今、子に対する養育放棄(ネグレクト)などの虐待により、幼い命が失われるというニュースは後を絶たず、残念ながら、私たちの耳にはさほど珍しい話題ではなく、なってしまう。ほとんど親は、悩みながらも、子の健全な成長と希望ある未来を願って子の監護・養育に当たっている。一方、子は、原則として20歳までは親の親権に守られている、ということ意識することなく、時には反抗しながらも、安心できる家庭環境に包まれ成長するのが一般的である。しかし、親が病気など何らかの事由で、子を育てることが困難になる場合がある。

子のための特別養子縁組

る。また、虐待により、親の元を離れるべきだと判断される場合もある。いずれにせよ、自立する能力のない子は誰かに守られる必要がある。こうした場合、児童相談所が対応に当たることになる。祖父母や親族などが親の代わりになることもあるが、それが困難な場合、乳児院(2歳未満の子)や児童福祉施設(2歳以上18歳未満の子)などが子の成長を助ける。これらの施設では児童福祉司をはじめ多くのスタッフや職員が、懸命に子の監護・養育を行っている。ほとんどの子が18歳になるまで施設で成長することになるが、自分の置かれた境遇を、実の親子関係と変わらない「親子関係」を形成する誓いと覚悟が必要になる。それらがなければ、子は自身のすべてを養親に委ねることができないだろう。

特別養子縁組は、1988(昭和63)年、「子のための養子縁組」として民法に新設された制度で、原則として6歳未満の子を対象とした養子縁組である。家庭裁判所の審判により縁組が成立すれば、子と実親との親子関係が断絶するという厳格な効果を有している。そのため、養親となる者は、実の親子関係と変わらない「親子関係」を形成する誓いと覚悟が必要になる。それらがなければ、子は自身のすべてを養親に委ねることができないだろう。

を目的にしながらも、たくましく成長していく姿に驚かされる大人は多い。ただ、普通の家庭のぬくもりを実感することができないのも現実である。これを補う制度の一つに「里親制度」がある。児童相談所の委託を受けた里親が子を預かり、日常生活や週末、夏休みといった、ごく普通の家庭環境を体験する貴重な時間を提供する。とはいえ、里親制度は、親子関係を形成するものでない。さまざまな意見はあるだろうが、子の健全な成長に必要なのは、生涯、無償の愛を注いでくれる親であり、温かな安定した家庭であることに偽りはない。そのような関係を形成することが期待される制度として「特別養子縁組」がある。

「子のため」の特別養子縁組なのでなく、